

宿泊約款

***TERMS AND CONDITIONS FOR
ACCOMMODATION CONTRACTS***

第 1 条 [適用範囲]

1. 当ホテルが宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとし、
2. 当ホテルが、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとし、

第 2 条 [宿泊契約の申し込み]

1. 当ホテルに宿泊契約の申し込みをしようとする方は、次の事項を当ホテルに申し出ていただきます。
 - (1) 申込者名とその連絡先
 - (2) 宿泊客名（申込者が宿泊客と別人の場合）
 - (3) 宿泊日及び到着予定時刻
 - (4) 宿泊料金（原則として別表第 1 の宿泊料金による）
 - (5) その他当ホテルが必要と認める事項
2. 宿泊客が、宿泊中に前項第 3 号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ホテルは、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

第 3 条 [宿泊契約の成立等]

1. 宿泊契約は、当ホテルが前条の申し込みを承諾したときに成立するものとし、ただし、当ホテルが承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。
2. 第 1 項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間（3 日を超えるときは 3 日間）の宿泊料金を限度として当ホテルが定める申込金を、当ホテルが指定する日までに、お支払いいただきます。
3. 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第 6 条及び第 18 条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第 12 条の規定による料金の支払いの際に返還します。
4. 第 2 項の申込金を同項の規定により当ホテルが指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとし、ただし、申込金の支払期日を指定するにあたり、当ホテルがその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

第 4 条 [申込金の支払いを要しないこととする特約]

1. 前条第 2 項の規定にかかわらず、当ホテルは、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。
2. 宿泊契約の申し込みを承諾するにあたり、当ホテルが前条第 2 項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

第 5 条 [宿泊契約締結の拒否]

1. 当ホテルは、次に掲げる場合において、宿泊（予約を含む）契約の締結に応じないことがあります。
 - (1) 宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。
 - (2) 満室により客室の余裕がないとき。
 - (3) 宿泊の申し込みをしようとする者および宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をする恐れがあると当ホテルが判断するとき。

- (4) 宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると当ホテルが判断するとき。
 - イ. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という）、同条第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という）、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
 - ロ. 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
 - ハ. 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者がいるとき
- (5) 宿泊しようとする者が、他のお客様に迷惑を及ぼす恐れがあるとき、及び他の宿泊客に著しく迷惑を及ぼす言動を行う恐れのあるとき。
- (6) 宿泊しようとする者が、他の宿泊客に対する伝染等の可能性がある疾病に罹患している者であるか、又はその可能性があるときと当ホテルが判断するとき。
- (7) 宿泊に関し暴力的要求行為がおこなわれ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- (8) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
- (9) 都道府県が定める旅館業法施行条例等の規定する場合に該当するとき。
- (10) 宿泊しようとするものが、過去に当ホテルとの間において、当ホテル関係者（役職員、宿泊客及び取引業者等を含むがこれに限らない）に対して何らかの問題を惹起したことがあるとき。
- (11) 以上に準じ、当ホテルが、宿泊しようとする者の宿泊を認めることを相当でない判断するとき。

第6条 [宿泊客の契約解除権]

1. 宿泊客は、当ホテルに申し出て、宿泊契約を解除することができます。
2. 当ホテルは、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合（第3条第2項の規定により当ホテルが申込金の支払期日を指定してその支払を求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除した時を除きます）は、別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当ホテルが第4条第1項の特約に応じた場合にあっては、その特約に応じるに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払い義務について、当ホテルが宿泊客に告知したときに限ります。
3. 当ホテルは、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後8時（事前に到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻）になっても到着しないときは、当ホテルの任意の判断によって、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。かかる当ホテルの判断及び処理に対し、当該宿泊客は何らの主張も請求もすることができません。

第7条 [当ホテルの契約解除権]

1. 当ホテルは、次に掲げる場合においては、宿泊客がすでに当ホテルの利用を開始した後であっても、当ホテルに何ら賠償責任を生じることなしに、無条件で宿泊契約を解除することがあります。
 - (1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。
 - (2) 宿泊客が次のイからハに該当すると認められるとき。
 - イ. 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
 - ロ. 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
 - ハ. 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの
 - (3) 宿泊客が他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。

- (4) 宿泊客が他の宿泊客に対する伝染等の可能性がある疾病に罹患している者であるか、又はその可能性があるかと当ホテルが判断するとき。
 - (5) 宿泊に関し暴力的要求行為がおこなわれ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
 - (6) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
 - (7) 都道府県が定める旅館業法施行条例等の規定する場合に該当するとき。
 - (8) 寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当ホテルが定める利用規則の禁止事項（火災予防上必要なものに限る）に従わないとき。
 - (9) 宿泊客が、当ホテル関係者（役職員、従業員、宿泊客及び取引業者等を含むがこれに限らない）に対して何らかの問題を惹起したとき。
 - (10) 以上に準じ、当ホテルが、宿泊契約の維持を認めることを相当でないと判断するとき。
2. 当ホテルが前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。
 3. 当ホテルが前条の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、それに伴う損害について、一切賠償いたしません。

第 8 条 [宿泊の登録]

1. 宿泊客は、宿泊日当日、当ホテルのフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。
 - (1) 宿泊客の氏名、年齢、性別、住所及び職業又は勤務先
 - (2) 外国人にあっては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
(パスポートの顔写真を含む頁のコピーをお願いしております)
 - (3) 出発日及び出発予定時刻
 - (4) その他当ホテルが必要と認める事項
2. 宿泊客が第 12 条の料金の支払いを、旅行者小切手、宿泊券、クーポン券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法によりおこなおうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただき、当ホテルが相当と認める方法によってその記録を保持するほか、当ホテルが必要と認める場合には、当ホテルが相当と認める金額のデポジットを預からせて頂くことができます。

第 9 条 [客室の使用時間]

1. 宿泊客が当ホテルの客室を使用できる時間は、チェックイン日午後 3 時からチェックアウト日午前 10 時までとします。ただし、連続して宿泊する場合には、チェックイン日及びチェックアウト日を除き、終日使用することができます。
2. 当ホテルは、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には、次に掲げる追加料金を申し受けます。
 - (1) 超過 6 時間まで：30 分毎につき 500 円(税込)
 - (2) 超過 6 時間以上：室料金一泊分の全額(税込)

第 10 条 [利用規則の遵守]

1. 宿泊客は、当ホテル内においては、当ホテルが定めた利用規則（掲示物、諸注意、ご案内、等を含む）に従っていただきます。

第 11 条 [営業時間]

1. 当ホテルの主な施設等の営業時間はパンフレット、各所の掲示、客室内のインフォメーションブック等でご案内いたします。
 - (1) フロントのサービス時間：午前 7 時から午後 10 時まで
 - (2) レストラン営業時間は、備え付けのインフォメーションブックをご参照下さい。
2. 前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適当な方法をもってお知らせします。

第 12 条 [料金の支払い]

1. 宿泊者が支払うべき宿泊料金等の内訳および算定方法は、別表第 1 に掲げるところによります。
2. 前項の宿泊料金等の支払は、通貨（日本円）又は当ホテルが認めた旅行小切手、宿泊券、クーポン券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客のチェックイン時、チェックアウト時又は当ホテルが請求した時、フロントにおいて行っていただきます。
3. 当ホテルが宿泊客に客室を提供し、使用が可能になった後、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けません。

第 13 条 [当ホテルの責任]

1. 当ホテルが、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行又は不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当ホテルの責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。
2. 当ホテルが本契約に基づいて負う損害賠償債務（債務不履行責任、不法行為責任、その他の法律上の責任のいずれであるかを問わない）の金額は、当該損害が生じた際に宿泊客が当ホテルに対して支払った宿泊料金等の総額（但し、消費税相当部分を除く）を上限とします。
3. 当ホテルは、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

第 14 条 [契約した客室の提供ができないときの取扱い]

1. 当ホテルは、当ホテルの責めに帰すべき事由によって宿泊客に契約した客室を提供できないときは、できる限り同一の条件による他の宿泊施設を斡旋するものとします。但し、宿泊客がかかる斡旋を希望せず、自ら他の宿泊施設を探索することを希望した場合には、この限りではありません。
2. 当ホテルは、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設の斡旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額 13 条 2 項に充当します。但し、客室が提供できないことについて、当ホテルの責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

第 15 条 [寄託物等の取扱い]

1. 宿泊客がフロントにお預けになった物品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが、不可抗力である場合を除き、商法の規定にしたがい、当ホテルは、当ホテルの付保する保険約款に則り損害の賠償を致します。
2. 宿泊客が、当ホテル内にお持ち込みになった物品であって、フロントにお預けにならなかったものについて滅失、毀損等の損害が生じたときは、当ホテルはその責任を負いかねます。但し、当ホテルの故意又は重過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当ホテルは、当ホテルの付保する保険約款に則り損害を賠償致します。
3. 当ホテルでは宿泊客から現金並びに貴重品についてはお預かりいたしません。

第 16 条 [宿泊客の手荷物または携帯品の保管]

1. 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当ホテルに到着した場合は、その到着前に当ホテルが了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際にお渡しします。
2. 宿泊客がチェックアウトした後、宿泊客の手荷物または携帯品が当ホテルに置き忘れられ、その所有者が判明したときは、当ホテルは、当該所有者に連絡をすると共にその指示を求めるものとします。但し、所有者の指示がない場合または所有者が判明しない場合は、遺失物法に基づき処理させていただきます。
3. 前 2 項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当ホテルの責任は、第 1 項の場合にあっては第 15 条第 1 項の規定に、前項の場合にあっては第 15 条第 2 項の規定に準じるものとします。

第 17 条 [駐車・駐輪の責任]

1. 宿泊客が当ホテルの駐車場又は駐輪場をご利用になる場合、車両又は自転車のキーの寄託の如何にかかわらず、当ホテルは場所をお貸しするものであって、車両又は自転車の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場又は駐輪場の管理にあたり当ホテルの故意または重過失によって損害が生じた場合は、当ホテルは当ホテルが付保する保険約款に則り、その賠償の責めに応じます。

第 18 条 [宿泊客の責任]

1. 宿泊客の故意又は過失により当ホテルが損害を被ったときは、当該宿泊客は当ホテルに対し、その損害を賠償していただきます。

第 19 条 [免責事項]

1. 宿泊客の故意または重大な過失により宿泊客が被った損害について、当ホテルは一切の責任を負いません。
2. 当ホテルからのコンピューター通信のご利用にあたっては、お客様ご自身の責任において行うものとします。コンピューター通信のご利用中にシステム障害その他の理由によりサービスが中断し、その結果利用者がいかなる損害を受けた場合においても、当ホテルは一切の責任を負いません。また、コンピューター通信のご利用に当ホテルが不適切とした行為があり、これにより当ホテルおよび第三者に損害が生じた場合には、当該損害を賠償していただきます。

第 20 条 [分離可能性]

1. この約款その他の利用規則等の一部が、法令に基づいて無効と判断された場合でも、当該部分を除く規定の有効性には影響を与えないものとします。
2. この約款その他の利用規則等の一部が、ある宿泊客との関係で無効とされまたは取り消された場合でも、当該宿泊客を除く宿泊客との関係における有効性には影響を与えないものとします。

第 21 条 [準拠法]

1. この約款その他の利用規則等の有効性、解釈または履行については日本国法に準拠するものとします。

第 22 条 [本約款の改定]

1. 当ホテルは、必要に応じ随時本約款を改定することができるものとします。
2. 当ホテルが本約款の改定をするとき、改定後の本約款の条項について合意があったものとみなし、個別に宿泊客と合意をすることなく宿泊契約の内容を変更することができるものとします。
3. 当ホテルが本約款の改定をするときは、フロントデスクでの掲示並びに各客室に備付けのインフォメーションブック内での提示を以てその効力が発生するものとします。

第 23 条 [管轄裁判所]

1. 宿泊契約に関して紛争が生じ、訴訟等の法的手続きが必要となりました場合には、訴額に応じて石巻簡易裁判所又は仙台地方裁判所石巻支部をもって第 1 審の専属的合意管轄裁判所といたします。

附 則

1. 本約款は、2017 年 6 月 1 日から適用いたします。
2. 本約款は、2024 年 6 月 1 日から改定施行いたします。

(以下余白)

別表第1 宿泊料金等の内訳（第2条第1項、第3条第2項及び第12条第1項関係）

		内 訳
宿泊客が支払うべき総額	宿泊料金	① 基本宿泊料（室料及び室料+朝食等の飲食料）
	追加料金	② 追加飲食及びその他の利用料金（①に含まれるものを除く）
	税金	③ 消費税等

備考 基本宿泊料は当ホテルが掲示する料金表によります。

別表第2 違約金（第6条第2項関係）

契約取消日 契約申込人数		契約取消日					
		不泊	当日	前日	3日 から 9日前	10日 から 19日前	20日 から 30日前
一般	14名まで	100%	80%	20%			
団体	15名～99名まで	100%	100%	80%	20%	10%	
団体	100名以上	100%	100%	100%	80%	30%	10%

備考

1. 違約金は、宿泊客から契約解除の通知を受けたその日から起算します。
 2. %は基本宿泊料金に対する違約金の比率です。
 3. 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわらず、1日分（初日）の違約金を収受します。
 4. 団体客（15名以上）の一部について契約の解除があった場合、宿泊の10日前（その日より後に申込をお引き受けした場合にはそのお引き受けした日）における宿泊人数の10%（端数が出た場合は切り上げる。）にあたる人数については、違約金はいただきません。
- ※ 上記違約金は基本取消料となり、別途宿泊契約および特定 WEB サイトなどの取消料規定が優先される場合があります。